

第1章

解 説

平成27年度「スクールソーシャルワーカー活用事業」の概要と成果等について紹介します。

スクールソーシャルワーカー（SSW）活用事業

【趣旨】

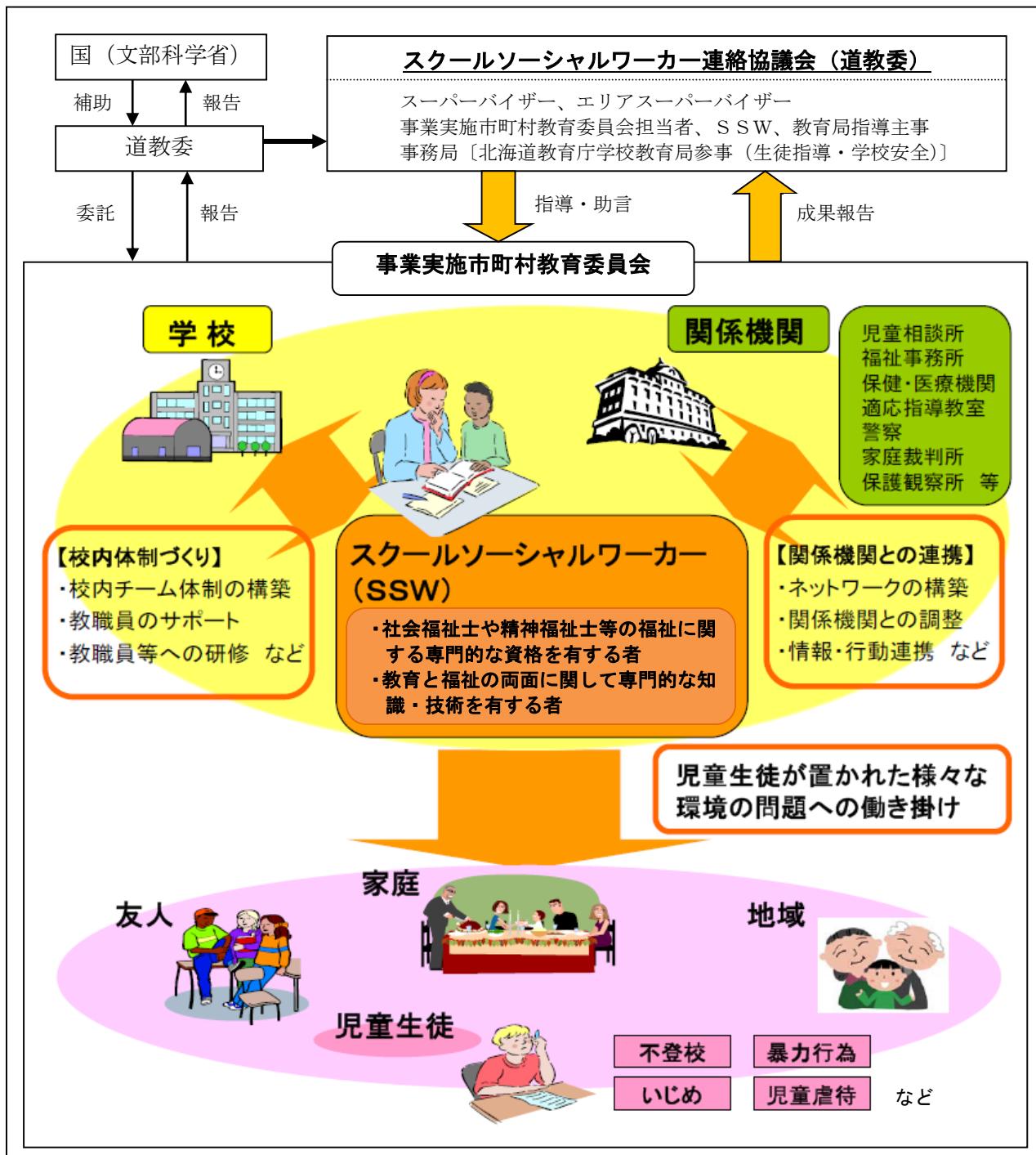
いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待などの背景には、児童生徒が置かれた様々な環境の問題が複雑に絡み合っています。

そのため

- ① 関係機関等と連携・調整するコーディネート
- ② 児童生徒が置かれた環境の問題（家庭、友人関係等）への働きかけ

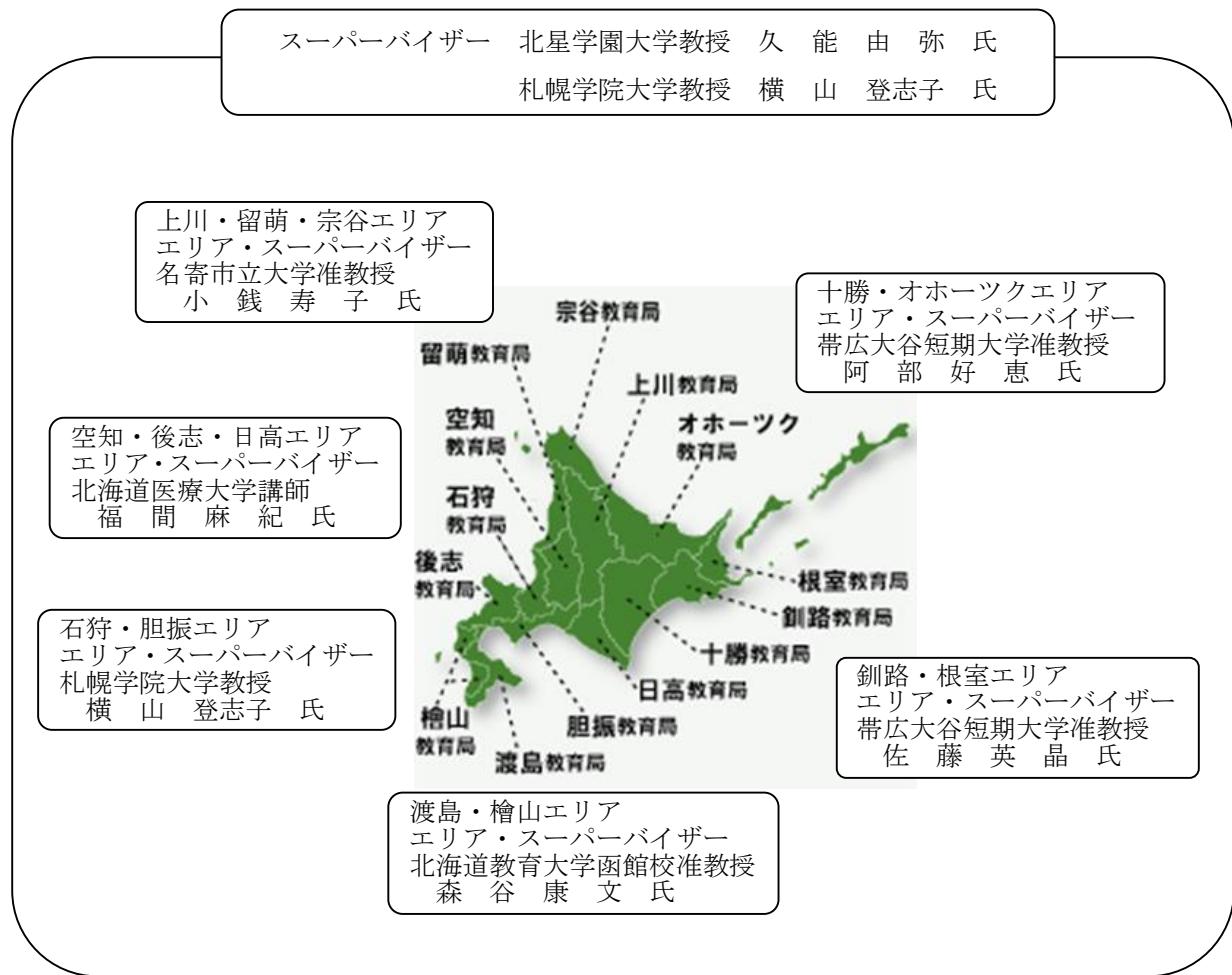
などを通して、問題を抱える児童生徒に支援を行うスクールソーシャルワーカー（SSW）を市町村教育委員会に配置し、教育相談体制の充実を図ります。

【組織体制】



スーパービジョン体制の確立

本道の広域性を踏まえ、事業全体の推進に関して指導助言するスーパーバイザーを配置するとともに、全道を7つのエリアにエリア・スーパーバイザーを配置し、事業実施市町村教育委員会、スクールソーシャルワーカー（SSW）及び道立学校から相談を受け、必要に応じて支援を行う体制を整えています。



【平成27年度SSW配置市町村】

- 空知管内：岩見沢市、滝川市、深川市、美唄市
- 石狩管内：石狩市、北広島市、江別市、恵庭市、千歳市
- 後志管内：小樽市
- 胆振管内：室蘭市、登別市、苫小牧市、白老町
- 日高管内：浦河町
- 渡島管内：北斗市
- 留萌管内：留萌市
- 宗谷管内：稚内市、枝幸町
- オホーツク管内：北見市、遠軽町、斜里町
- 十勝管内：音更町、幕別町、清水町
- 釧路管内：釧路市
- 根室管内：中標津町

(27市町)

地域別研修会の開催

全道6会場において、実践事例に基づく事例研究を行い、エリア・スーパーバイザーからの指導助言を受けて、SSWの専門性の向上を図っています。

- 胆振・渡島：平成27年11月2日（月）
檜山
- 釧路・根室：平成27年11月4日（水）
- 空知・後志：平成27年11月12日（木）
日高
- 石狩：平成27年11月16日（月）
- 上川・留萌：平成27年11月20日（金）
宗谷
- オホーツク・十勝：平成27年11月27日（金）

スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

北海道教育委員会では、平成 20 年度から本事業を実施し、SSWが市町村教育委員会や学校、児童相談所等の関係機関と連携して、児童虐待や家庭内暴力などが背景にある不登校等の問題の解決に向けた取組を進めています。

SSWを配置している市町村では、不登校の問題への組織的な対応が図られています

ここ 7 年間の不登校の解消率の経年変化を見ると、SSWを配置している市町村では、不登校児童生徒のうち、登校できるようになった児童生徒の割合が、平成 20 年度に比べ、平成 21 年度は、小学校 33.7%、中学校 32.9%、平成 22 年度は、小学校 42.9%、中学校 41.2%と解消率が上昇し、全国公立、全道公立の平均を 2 年続けて上回りました。平成 23 年度は、小学校では 24.7%と低下し、全国公立、全道公立の平均を下回りましたが、平成 24 年度は、40.2%と上昇し、全国公立、全道公立の平均を上回りました。一方、中学校では平成 23 年度は、29.1%と低下したものの全道公立の平均を上回りましたが、平成 24 年度は、24.5%と低下し、平成 25 年度は、26.3%と上昇したものの全国公立、全道公立の平均を下回りました。

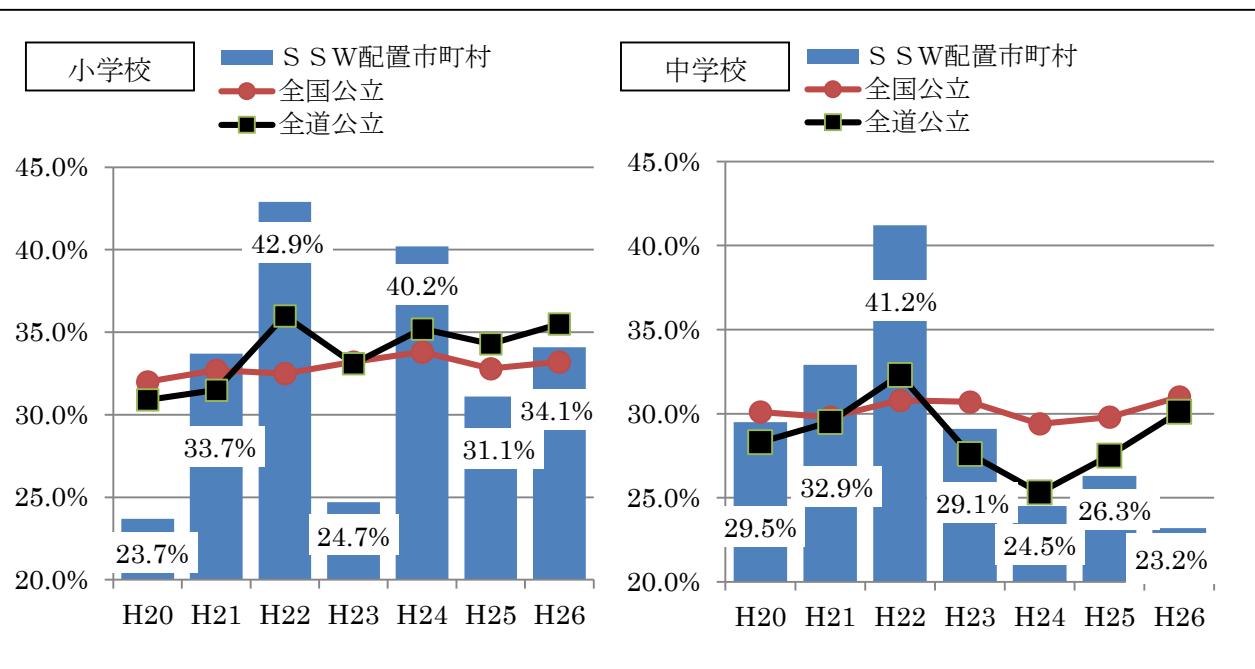
平成 26 年度は、小学校では 34.1%と上昇し、全国公立を上回りましたが、中学校では 23.2%と減少し、全国公立、全道公立の平均を下回る結果となりました。

これは、SSWのかかわりにより、児童生徒の不登校の予兆を見逃さず、欠席した明確な理由がない場合も対応が必要な状況としてとらえ、組織的な対応が進められている一方で、不登校に至った原因となる問題が複雑に絡み合い、解決に向けた継続的な取組を必要とするケースがあることが要因と考えられます。

また、登校できるまでには至らないものの、SSWの児童生徒の置かれている環境への働きかけにより、学校と家庭、関係機関の連携協力した取組が進められ、児童生徒が抱える問題の解決が確実に図られつつあることで、好ましい変化が表れている事例も数多く見られます。

今後は、こうしたデータや具体的な取組の事例を参考としながら、SSW活用事業の成果を検証するとともに、普及啓発に努めていく必要があります。

【経年変化】 不登校児童生徒のうち、登校できるようになった児童生徒の割合



S S Wを活用した効果的な実践に向けて

平成20年度からの8年間にわたる取組を通して、S S Wを活用して効果を上げている実践では、問題への対応をS S Wに任せきりにすることなく、市町村教育委員会や学校、S S Wが支援の目標とそれぞれの役割・分担を明確にするとともに、関係機関と連携協力した取組を進めています。

■ 市町村教育委員会 ■

- ① 学校の教職員や保護者に対して、S S Wの役割や活用の在り方について、継続的に広報を行うとともに、積極的に利用するよう周知を図っている。
- ② 校長会や教頭会、生徒指導担当教員等が集まる会議等において、生徒指導の現状について交流したり、S S Wが助言する機会を設定したりするなど、学校とS S Wが問題の発生前から連携する基盤を築いている。
- ③ 市町村のS S W活用事業運営協議会等においてエリア・スーパーバイザーを活用した研修会等を開催してS S Wの専門性の向上を図るとともに、教職員や関係機関の職員を交えて関係機関の連携した対応について理解を深めている。
- ④ 問題行動等への対応に当たっては、S S Wとの情報交換を緊密に行い、状況に応じて学校へ指導するとともに、児童相談所や福祉課等の関係機関への積極的な働きかけを行い、S S Wの活動をサポートしている。

三者が連携し問題を起こしている児童生徒やその保護者の

「知」（知識・認識）を変え

「情」（感情・喜怒哀楽）を変え

「意」（意志決定・行動）を変え

自らの力を引き出すエンパワーメントアプローチ

関係機関

支援の継続

関係機関

地域資源の把握

■ 学 校 ■

- ① 校長のリーダーシップの下、生徒指導上の問題に対して学校全体で組織的に対応する体制を確立している。
- ② 全教職員が、S S Wの役割等を理解し、必要に応じてS S Wに相談して支援を受ける体制を整えている。
- ③ S S WやSC（スクールカウンセラーア）を講師として、児童生徒理解や問題行動等への対応に関する校内研修を継続的に実施している。
- ④ 問題行動等への対応に当たっては、当該児童生徒の学校生活や家庭生活の状況等について、S S Wとの情報交換を緊密に行っている。

■ S S W ■

- ① 各学校の組織のストレングスや課題、取組状況について理解し、当該の問題行動等への対応のキーパーソンやポイントとなるものを提示している。
- ② 学校が困っていること、教職員のニーズや考え方を理解し、共有した上で一緒に考えながらアドバイスをしている。
- ③ 問題行動等を起こす児童生徒やその保護者に対して、福祉の視点から新たな対応のポイントを提示し、当該児童生徒や保護者などへの働きかけを行っている。
- ④ 問題行動等の特質に応じたプランニングを行い、学校や関係機関との情報共有、支援の目標・役割分担を明確にしながら対応を進めている。